

令和7年第3回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和7年5月26日（月）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第23号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第24号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第25号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）

議第26号 専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）

議第27号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

議第28号 専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）

議第29号 専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）

議第30号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）

議第31号 専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）

議第32号 専決処分について（令和7年度みつけ子育て応援券事業実施要領の制定について）

議第33号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第34号 見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定につ

いて

議第35号 令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原
案について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
市民部長兼まちづくり課長	遠 藤 拓 央
学 校 教 育 課 長	遠 藤 哲 也
こ ど も 課 長	早 川 雅 美
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	武 石 明 彦
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こども課長補佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和7年第3回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「見附市小中学校の適正規模等に関する意見聴取について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1「見附市小中学校の適正規模に関する意見聴取について」ご報告いたします。

見附市立学校配置等検討委員会からの答申内容について、理解を深めていただくとともに、令和7年秋に公表予定の「学校適正配置計画（案）」策定に向けて、幅広く市民からの意見や考えをお聞きするため、市民アンケートと意見交換会を実施します

まず、(1)市民アンケートについてです。市内未就学児と小中学生の保護者、一般市民を対象として6月2日から23日にかけて、また市内小中学生教職員等を対象に6月中旬にアンケートを実施いたします。アンケート内容は、答申の内容に沿った小中学校の適正配置等の考え方についてで、30問程度になります。

アンケート方法は、原則インターネットによるWEB形式での回答となりますが、市役所、ネーブルみつけ、公民館、ふるさとセンターなどには紙のアンケートを配置して、紙での回答も可能です。

アンケート結果については、8月下旬ごろに公表したいと考えています。

次に、(2)意見交換会についてです。6月4日午後7時から、市役所大会議室において、「見附市立学校配置等検討委員会」の答申内容を中心に、「児童生徒数の現状と将来推計」や「市民アンケートの実施」について説明を行った後、質疑応答や意見交換を行いたいと思います。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

6月4日の意見交換会の申し込み人数を教えてください。

教育部長

意見交換会は、事前申し込みではなく、当日参集していただく形になります。

現在、市ホームページや地域コミュニティを通じてお知らせをおこなっており、今後LINE等も通じて案内したいと考えています。予定では100名くらいまで参集できるよう準備しております。

小倉委員

市民アンケートはインターネット回答が基本のようですが、アンケートの設問内容はどのようなものがありますか。

教育部長

アンケート内容につきましては、現在最終チェックをおこなっているところで、基本的には答申に沿った内容になっています。

例えば、「統廃合をおこなって、望ましい教育環境に近づけたいと思いますか？」や「小規模校の取組について、どう考えますか？」などのほか、「あなたの地域の学校が統廃合される場合、賛成しますか？」などストレートに伺っている設問もあります。

小倉委員

長い説明文の場合、紙だとじっくり読めるのですが、WEB型式になると戻るのが煩わしく、伝わりにくい部分があるように感じます。回答方法も、長い文章での回答ではなく、選択式だと答えやすいと思います。

教育部長

原則はインターネットでの回答になっていますが、紙での回答もできるようになっています。設問の途中に「解説」も入っていますので、画面上でも分かりやすく工夫したいと考えています。

教 育 長

回答については、「そう思う」や「ややそう思う」など選択式を想定しています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告2「中学校部活動地域展開に関する進捗状況等について」を市民部長、学校教育課長の順に報告願います。

市民部長

見附市における「中学校部活動地域展開」について、現在の進捗をご説明いたします。見附市では、一斉スタート方式ではなく、準備のできた地域クラブから、順次活動開始する形で地域展開を進めています。3つのカテゴリに分けて説明します。

1つめは、スポーツ系部活動についてです。令和7年度は、卓球・ソフトテニス・バレーボール・野球の4種目を実施しており、参加者は237名です。未実施のサッカー・バスケットボール（男子・女子）・陸上競技の3種目につきましては、活動開始に向けて関係団体と打合せを進めています。

2つめは、文化系部活動についてです。令和7年度より美術系種目がスタートし、参加者は54名です。吹奏楽については、令和8年度実施に向けて関係団体と打ち合わせを進めています。

3つめは、部活動種目以外についてです。見附市の部活動地域展開は、「様々な活動機会の提供」を目的としており、令和7年度は「わくわく体験型講座」と称し、見附駅前施設「ミツケル」を拠点として、複数の体験講座を試験実施したいと考えています。

以上でございます。

学校教育課長

配布資料「見附市中学生の地域スポーツ・文化活動 通信」について説明します。

見附市では、既にスポーツクラブ活動の地域展開を開始したところですが、いきなり休日の部活動を「なし」にすることは、指導者が急に変更になる印象となり、子どもにとっても地域の指導者にとってもデメリットになることが課題となっています。

そこで、令和8年度8月以降の休日の地域展開の完全実施に向け「引継ぎ期間」を設定し、緩やかに移行することで各学校へ案内したところです。

併せて、成長期にある子どもが、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、学校や地域のクラブが連携を図っていけるよう努めていきたいと考えています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

武田委員

部活動を指導する地域の指導者は、今後充分足りているのでしょうか。

市民部長

現状は足りていませんが、様々なスポーツ関係団体や知見を持たれている方に声をかけさせていただいており、また指導者以外にも見守りサポート役の人材も足りていないことから、保護者や地域の方々に対しても呼びかけ、新潟医療福祉大学から講師を招いた講習会や研修会の受講をお願いしております。さらに、教職員の兼職兼業につきましても、学校からPRしていただいているところです。

小林委員

「教職員の兼職兼業」とは、どのようなシステムですか。

学校教育課長

学校職員は公務員ですので、法律上他の仕事はできないことになっていますが、子どもたちのための活動や部活動に関わることについては、校長が認め、教育委員会に「願い」を提出することで、部活動地域展開の指導者としての「兼業」が認められる仕組みになっています。現在、見附市では2名の教職員が兼職兼業で指導をおこなっています。

小林委員

休日に兼職兼業すると、休日出勤と同等の扱いになるのですか。

学校教育課長

時間外の勤務時間としての扱いはそのとおりです。

小倉委員

保護者指導会のような活動団体があつて、保護者の負担になっている、という声を聞きました。種目によって違うのかもしれませんが、熱心な保護者がそのような活動団体を作って、指導者がいなくても保護者だけで見守って子どもが練習をする、というような活動なのでしょうか。

市民部長

現在も部活動以外で、保護者練習会を実施している種目もあると聞いています。保

護者の中には、自分の子どもが部活動などで疲れているにも関わらず、練習会にも行かざるを得ないような状況があり、そのような点が負担になっているのかもしれませんが。具体的にどのような場面で負担になっているのかわかりませんが、実際に活動団体や地域の方からそのようなお話を伺ったことはあります。

教 育 長

本日の資料にも「活動のやりすぎに注意！」ということが示されていますが、国のガイドラインでも「保護者会練習日という名目での練習は認めていない」という方向で動いています。

小倉委員

クラブチームなど部活動以外でも熱心な種目もあり、学校生活に支障をきたすくらいに練習をやりすぎている部活もあるようです。指導者が学校顧問であったり、地域の指導者や保護者であったり、負担を分散することによって、教職員の負担は減ってきていますが、子どもたちは継続して活動しています。指導も色々な視点が必要だとは思いますが、子どもたちもどの指導者のことを信じればいいのか、迷いもあると思いますので、指導方法の一本化とまではいかないかもしれませんが、ある程度集約して学校指導要領に基づいた「部活動の地域展開」としていくことが大事かと思います。一番影響を受けるのは子どもたちだと思います。

学校教育課長

私自身も、自分の子どもの関係で地域のスポーツクラブに関係していたことがありますが、そもそも地域スポーツクラブ活動は全員参加ではなく、あくまでも希望参加ですので、子どもたち全員が必ず参加しているわけではありません。

部活動にもスポーツクラブにも両方参加している子どもには、例えばプロ野球選手になりたい、サッカー選手になってオリンピックを目指したいなど、頑張れる子どもが選べる道筋として残しておかなくてはならないと思っています。

学校としても部活動は全員参加でなく希望参加ですので、子どもが自分で体力的に厳しいと思った時には、「今日は参加しないで休もう」や「部活動には行かないで、地域クラブだけにしよう」など、様々な選択があると聞いています。

指導一本化につきましては、小倉委員ご指摘のとおりであり、現在学校側の課題のひとつになっているところであります。「ソフトランディング」という形で、土日曜日の部活動をいきなり「なし」にするのではなく、指導方法や練習方法のすり合わせをおこないながら、最もよい形で子どもたちに指導していけるようにしたいと考えています。

武田委員

「わくわく体験型講座」は、いずれは部活動の選択肢のひとつになるのでしょうか。

市民部長

「わくわく体験型講座」の最終形については、現在検討中のため皆様にご報告できる状態ではありませんが、野球やテニスなど通常の部活動種目以外にも、アーバンスポーツやダンスなど体を動かす種目のほか、クラフト体験や料理など多種多様な興味や関心を子どもたちは持っていると思います。これとは別に、見附市ではこれまで夏休みに小学生を対象とした「夏休みわくわく体験塾」を実施しておりますが、様々な可能性を試す機会として、この「わくわく体験型講座」を試験実施するものです。

どのようなニーズがあるのかわかりませんが、効果がある種目が見つかれば形として残していきたいですし、最終的には、普段は部活動や地域展開で活動しながら、たまには他の体験もやってみたい、というように気軽に参加できるものを目指していきたいと思います。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第23号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」
を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第23号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」説明いたします。

専決第3号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、令和7年4月1日
付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として4月の教職員の人事異動に伴い、5名の校長先生に
ついて委嘱替えを行うものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間で
ある令和8年4月30日までとするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第24号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第24号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」説明いたします。

専決第11号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」令和7年5月1日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、小・中・特別支援学校11校のPTAの代表11名を委員として委嘱するものです。任期については前任者の残任期間である令和8年4月30日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

武田委員

今町中学校には、委員はいないのでしょうか。

教育部長

今町中学校にも委員はいますが、今年度新規ではなく、昨年度からの継続であります。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第25号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」を議題とします。

市民部長に説明を求めます。

市民部長

議25号「専決処分について」ご説明いたします。

「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、令和7年4月1日付で専決処分しましたので、承認をお願いするものでございます。

委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の人事異動や役員交代がありましたので、学校教育関係者である見附中学校 校長 須田雄一（すだ ゆういち）氏、見附高等学校 校長 藤田純子（ふじた じゅんこ）氏、および見附市PTA連合会 会長 上村敏浩（かみむら としひろ）氏を委員として委嘱するものでございます。

なお、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第26号「専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第26号「専決処分について」説明します。専決第5号「見附市立学校運営協議会委員の委嘱について」令和7年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。別記名簿のとおり、136名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は令和8年3月31日までの1年とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第27号「専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第27号「専決処分について」説明します。専決第6号「見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について」令和7年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

別記名簿のとおり、10名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第28号、「専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第28号「専決処分について」説明します。専決第7号「見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について」令和7年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。別紙名簿のとおり、委員18名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和8年3月31日までの1年とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第29号「専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第29号「専決処分について」説明します。専決第8号「見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について」令和7年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

別紙名簿のとおり、新たに3名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は、前任者の残任期間である令和8年3月31日までの1年間となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、次に、議第30号、「専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第30号「専決処分について」説明します。

専決第9号「見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱につきまして」、令和7年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

見附市子ども支援対策地域協議会は、児童虐待を防止する目的で、関係機関との情報共有や連携により支援を行うために設置しているもので、その委員につきましては、「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める関係機関から、委員を推薦していただき委嘱しているものです。

令和7年3月末で任期が満了したことから、新たに推薦いただいた方々を「代表者会議委員」と「実務者会議委員」とし、2年間の任期である令和7年4月1日から令和9年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第31号「専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第31号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第10号「見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱につきまして」、令和7年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

委嘱内容ですが、「見附市子ども・子育て地域協議会」は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、学識経験者、幼児教育や保育事業を代表する方や子育て中の保護者など、子ども・子育ての関係者から広く意見を聴取するために設置しているものです。

このたび、4月の異動等により交代が生じた所属機関があったことから、前委員の残任期間の、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを任期として委嘱申し上げるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第32号「専決処分について（令和7年度みつけ子育て応援券事業実施要領の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第32号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第12号「令和7年度みつけ子育て応援券事業実施要領の制定につきまして」、令和7年5月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

要領制定の理由ですが、この要領は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長引いていることの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、市独自の臨時的な給付措置として、対象となる子1人につき1万5千円分の応援券を給付する事業を実施するため、必要な事項を定めるものです。

主な条文を説明します。第1条で本要領の目的を定め、第2条で本要領の用語の意義を定めています。第3条で応援券の給付について、第4条で一般給付対象者に対する給付の要否の確認について、第5条で一般給付対象者に対する給付の方式について、第6条でその他給付対象者にかかる申請受付開始日及び申請期限について、第7条でその他給付対象者に係る申請及び給付の方式について、第8条で代理による申請について、第9条でその他給付対象者に対する給付の決定について定めています。第10条は、応援券の給付等に関する周知について定め、第11条では、申請が行われなかった場合等の取り扱いについて、第12条で不当利得の返還を定めています。第13条で受給権の譲渡又は担保の禁止を定めています。第14条はその他として、この要

領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるとするものであります。

附則におきまして、この要領は、令和7年5月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第33号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第33号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

最初に一部改正の理由でございますが、令和7年3月11日付け家庭庁支援局長通知「母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正されたことにより、特定一般教育訓練給付金の受講資格者について、支給申請の期限を「受講終了日から起算して30日以内」から「給付金の支給額が確定した

日から起算して30日以内」に変更されたことから、市の要綱についてもこれに合わせ改正、またその他改正漏れ等の文言の修正をするものであります。

条文について説明します。

第8条第1項を前条1項の規定により対象講座の指定を受けた者は、当該対象講座が終了した日から起算して30日以内に見附市自立支援教育訓練給付金実績報告書兼給付金交付申請書（別記第4号様式）により、教育長に受講の実績を報告し、給付金の交付を申請しなければならない。

なお、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育給付金の支給をうけることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむをえない事由がある場合には、この限りでない。と改め、第9条第2項前段中「就職等した日から」の次に「起算して」を加えます。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の要綱の規定は令和6年10月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第34号「見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第34号「見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、令和4年12月に成立した国の補正予算において、妊娠から出産、子育てまで一貫して支援する「出産・子育て応援交付金」が創設されたことに伴い、「見附市出産・子育て応援事業実施要綱」として令和5年1月1日より実施してまいりました本事業であります。令和7年4月1日の子ども・子育て支援法及び児童福祉法の改正に伴い、「妊婦のための支援給付事業」及び「妊婦等包括相談支援事業」として実施することとされたため、旧制度実施要綱から「妊婦のための支援給付事業実施要綱」へ題名を改正し、所要の改正を行うものです。

なお、附則において、令和7年4月1日から適用し、経過措置といたしまして、令和7年3月31日までに出産したものは、改正後の実施要綱の給付金の対象とならないため、旧見附市出産・子育て応援事業実施要綱に定める子育て応援ギフトの支給対象者とし、旧見附市出産・子育て応援事業実施要綱第7条の別表第2に定める申請時期の申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請できなかったものの規定については、本要綱の施行後も令和8年3月30日までに限り、なおその効力を有するものといたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第35号「令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長、教育部長の順に説明を求めます。

こども課長

議第35号「令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）」のうち、こども課関係部分を説明します。

3款民生費2項2目、公立保育所運営事業135万4千円の増額は、令和7年2月に公立保育園調理師1名から3月末まででの退職の申し出があったため、当初予算に計上できなかった調理師派遣委託に必要な経費を391万4千円の増額、会計年度任用職員1名減に係る人件費256万円の減額、総額で135万4千円の増額をお願いするものです。

以上でございます。

教育部長

次に、教育総務課分を説明します。

10款教育費3項1目、中学校施設管理費3,398万5千円の増額についてですが、(1)見附中学校法面復旧修繕工事については、令和7年3月31日に見附中学校のプール付近の法面が土砂崩れにより、学校敷地内に土砂が堆積し、排水溝が閉塞していることがわかりました。復旧のための修繕工事費として2,281万4千円を6月補正予算に修繕料を計上したいと思います。

(2)中学校高圧ケーブル更新工事についてですが、南中学校と西中学校の高圧ケーブルが断線の危険があることから、ケーブルの更新工事費として1,117万1千円を6月補正予算に修繕料を計上したいと思います。合わせて3,398万5千円の補正をお願いするものであります。

次に、10款教育費4項1目、特別支援学校管理費253万円の増額についてですが、特別支援学校の多目的ホールの床材が一部剥離し危険な状態であることから、施設修繕料として253万円の補正をお願いするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和7年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時50分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

武田 信一

